令和６年３月２９日

公益社団法人日本産婦人科医会会長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて
（依頼）

平素から戸籍行政に多大なる御高配を賜り、感謝申し上げます。

さて、嫡出推定制度に関する規律の見直し等を内容とする民法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１０２号）が本年４月１日から施行されますが、これに伴い、再婚禁止期間が廃止されることから、平成２８年６月７日付け法務省民一第５８４号当職通達及び同日付け法務省民一第５８５号法務省民事局民事第一課長依命通知を廃止すること等を内容とする戸籍事務の取扱いについて、別添のとおり通達を発出しました。

つきましては、貴会会員に周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。